

学校における防災管理とは、安全管理の一環として行われるものであり、火災や自然災害による事故の要因となる学校環境や通学を含む学校生活における危険を予測し、それらの危険を速やかに除去するとともに、災害の発生時及び事後に、適切な応急手当や安全な措置が実施できる体制を確立して、児童生徒等の安全を確保することである。また、被災後に心のケアに配慮したり、授業再開を図ったりすることなども含まれる。

これらの防災管理と、計画的な防災教育、両者を円滑に推進するための組織活動によって通学路を含む学校における安全が確保できるのである。そのためには、各学校で作成する学校安全計画、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に基づいて、災害への「事前の危機管理」、災害が発生した場合の「発生時の危機管理」、発生後の「事後の危機管理」を適切に行う必要がある。

なお、防災管理を行うに当たっては、学校が所在する市区町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の避難所に指定されている場合の対応等についても十分協議・検討し、対策を講じておく必要がある。

1 災害発生に備えた安全管理（事前の危機管理）

(1) 学校の立地環境と予測される災害

起こりうる災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件などから予測できる場合もある。各自治体がハザードマップなどを作成し、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害、火山などに分けて、過去に発生した災害状況、河川の氾濫や高潮、津波による浸水想定区域、土砂崩れの危険箇所、火砕流等の災害に関する資料を備えているところもあり、学校においても積極的に利用することが望まれる。その際、資料はあくまでも過去のデータに基づいたものであり、それを上回る災害が発生することについても考慮しておかなければならない。

(2) 施設・設備等の安全点検及び改善措置

学校等は、児童生徒等の学習の場として、また、集団生活の場として常に安全な環境でなければならない。そのために、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

東日本大震災では、天井や照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながるおそれが大きく、同震災では天

井材等の落下により生徒が負傷する事態が生じたことなどから、文部科学省では、平成25年4月「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」を作成し、全国の教育委員会等に配布することとしている。当該手引きにある点検フローチャートやチェック項目等を踏まえて教育委員会等が実施した点検結果を学校も共有し、施設の安全性について校内で共有しておくことが必要である。

学校安全計画に基づいて毎学期1回以上実施する定期の安全点検では、対象が多岐にわたるため、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。また、災害発生が予測されるような場合には、臨時的に点検を行うことも考えられる。さらに、児童生徒等が日常的に使用する箇所についてはその使用前に点検を行い安全な環境の確保に努めなければならない。

(付録参照 ①安全点検表例・地震対策チェックリスト例(地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構想部材の耐震化ガイドブック))

(3)情報連絡体制の整備

災害時又は災害が発生する恐れがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。特に児童生徒等の下校や引き渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく必要がある。児童生徒等の在宅中(休日・夜間等)に災害が発生した場合や災害に関する警報が発表された場合、もしくは避難勧告等が発令された場合の登校についても同様に基本パターンを決めて保護者に周知する。

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)に連絡先と連絡内容等を盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

(4)非常用物資の備蓄管理

学校施設が避難所となった場合などのために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食料、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合の食料等の物資は、それらとは別に備蓄または調達する方法を考えておく必要がある。

(5)災害発生時の緊急措置を講じる体制等の整備

ア 災害発生時の応急対応体制の整備

各学校においては、災害の発生、又は発生のおそれがある場合において、学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成することとされている。学校及び周辺で起こりうる様々な災害について、様々な場面・状況（授業中、休憩時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保、防火・防災体制および保護者への連絡体制を整えると共に、その内容を保護者に対しても周知しておくことが必要である。

災害発生時には、学校防災本部等を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、防災体制の役割分担はもちろんのこと、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。教職員の出張や休日中の非常配備の場合などでは、あらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、当初人数が少ない場合には複数班に所属していくつかの役割を兼務させるなど、対応可能な教職員の数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な緊急の応急的指揮システムの整備を図る必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在の場合でもできるように、代行順位を明らかにしておくことが必要である。

避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日ごろから自治体や自主防災組織等と話し合い、避難所となる場合の運営方策（運営体制、初動体制、施設の使用制限について等）に関して確認しておく。その際、学校に教職員が不在の時間帯に起こる災害に対しては、地域住民が避難所を開設できる体制を整備しておく必要がある。（学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き参照）

実際に災害が起こっている最中に危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を確認する余裕はない。事前に危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておく必要がある。避難の際に必要な物品等（関係機関連絡一覧表、ハンドマイク、児童生徒等の名簿・連絡先、救急セットやAED、その他の非常持ち出し物等）は、すぐに携行できるようにカゴ等に入れて準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に周知できるよう体制を整えておく。

イ 災害別の事前の準備

（ア）火山災害

火山噴火が予想される場合等には、「警戒が必要な範囲」を明示した「噴火警報」などの火山に関する情報が発表される。地域防災計画には、火山活動の推移に伴い「警戒が必要な範囲」がどのように拡大されるのか定められているので、「警戒が必要な範囲」と学校の所在地等との位置関係を平常時から事前に把握し、噴火警報の発表に応じて、適切な退避・避難行動がとれるように、教職員等の行動の仕方を事前に決めて理解しておくことが重要である。

※「警戒が必要な範囲」とは、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に襲来し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象から逃げる必要がある範囲を示している。

(イ) 風水害

大雨警報等は市区町村に発表されるため、児童生徒等が複数の市区町村から登校する場合はその対応についても決めておく。また、テレビ・ラジオ等では複数の市区町村をまとめた地域の名称（〇〇地方など）で伝える場合があることから、気象庁ホームページ等で市区町村ごとの発表状況を確認するよう保護者に周知しておく。（自校ホームページに、自校に関わる各種気象情報へのリンクを張っておくのも良い。気象庁ホームページは、各コンテンツへの直接的なリンク（ディープリンク）が許されている）

(ウ) 原子力災害

学校の近隣に原子力関連施設がある場合、その設置状況や事故災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておくことが必要である。さらに、災害発生時における自治体の対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて理解しておくことも大切である。登下校中に原子力災害が発生したときは、防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞いて指示に従うよう児童生徒等及び保護者に対して周知徹底を図っておく。

なお、校外活動やクラブ活動等の対外試合等参加を行う場合、当該地域の気象的な特徴や過去の災害について調べるとともに、下見を行うなど、安全面の点検を行い、想定される災害や対応方法、危険箇所及び避難場所等について確認し、児童生徒等や保護者に周知しておくことも重要である。

2 災害発生時の対応（発生時の危機管理）

自然災害などが発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置する。災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。

以下、参考として、災害発生時の教職員の対応例等を示す。(1)で災害時の基本的な対応の流れの例を示したあと、(2)で学校生活における様々な場面における対応例を、(3)で災害（「火災」「地震・津波災害」「火山災害」「風水害」「原子力災害」）別に特徴的な対応を補足して示すこととする。

(1) 基本的な対応例

ア 初期対応（児童生徒等の安全確保、災害初期情報収集、安全確認、避難指示）

- ・火災や地震などは突然起こることから事前の対応は難しいが、風水害や火山災害では事前の予測がある程度可能な場合があり、気象情報等や噴火警報を確認することによって、早めに対策を講じることができる。
- ・災害の種類に応じて、身を守るための適切な指示を行い、児童生徒等の安全を確保する。

→授業中においては、教職員が児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。

（火気使用中であれば消火の指示、実験中であれば危険回避の指示）

→休憩中や放課後など教職員と児童生徒等が別々にいる場合は、教職員が手分けして児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。

- ・ラジオやテレビ、インターネット等や関係機関との連絡で災害の情報を収集する（災害の内容及び規模、地域の被害状況等）。
- ・避難経路の安全確認を行い、避難が必要な場合は避難指示を出す。

イ 避難（安全な避難、人員確認、携行物品）

- ・集団で素早い行動がとれるよう全体を掌握する。
- ・教職員の誘導により児童生徒等を安全な場所に避難させる。
その際、防災ずきんやヘルメット、防寒具等、避難時に身に付けるものについて指示を出し、落ち着いて、素早く安全に避難できるように配慮する。
- ・非常持出し物（避難先で必要となる物品等）を運搬する。
- ・校内を巡回して残留者の有無を確認する。
- ・避難場所で人員確認と安否確認（残留者の有無確認）を行い、行方不明者がいる場合は捜索や救出救助を行う。
- ・避難場所や周囲の安全点検を行い、必要があれば二次避難、三次避難を行う。



初期行動における様々な想定を工夫した訓練（福島県）

ウ 応急手当（けがへの対応、心肺蘇生とAED、心理的なケア）

- ・負傷者の確認と応急手当を行う。心停止の場合、すぐに心肺蘇生を行うとともにAEDがある場合には速やかに使用し、救急車を手配する。
- ・児童生徒等の不安への対応を行う。

エ 二次対応（災害情報収集、二次避難、被災状況把握、管理下外の児童生徒等の安否確認）

- ・引き続きラジオ、テレビ、インターネット等、また関係機関からの情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる。
- ・校舎や校地等の被害状況を把握する。校舎の使用が可能かなど安全を確認し、児童生徒等の校舎内外への移動が可能か判断する。
- ・学校管理下外の児童生徒等の安否確認を行う（欠席、早退、休日・夜間等）。

オ 事後対応（報告・連絡、下校・引き渡し、避難所対応）

（ア）報告・連絡

- ・教育委員会への連絡を行う（被害の状況、学校内外の状況、指導事項の確認、その他の情報収集、状況に応じて臨時休校の措置）。
- ・消防、警察、医療機関等への連絡を行う（関係機関連絡一覧表を作成し、発生時に携行する）。
- ・外部との連絡窓口を一本化して対応する（保護者等からの問い合わせ、マスコミ対応など）。

（イ）下校・引き渡し

- ・大規模な災害発生時には、通信手段が途絶したり、交通機関が麻痺する場合がある。保護者と連絡が取れない場合や通学路の安全が確認できない場合などについて、引き渡しや待機の判断に関し、学校と保護者との間で事前にルールを決めておく。

（ウ）避難所対応

- ・避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域住民と施設管理者の協力を得て行われる。休日・夜間等に災害が発生した場合は、教職員等が学校に到着する前に被災者が学校に避難してくることも考えられ、地域住民の主体的な開設や運営ができる体制作りが求められる。

カ 留意点（児童生徒等への事前指導など）

- ・情報収集に当たっては、情報の正確性に留意する。
- ・災害時に、教職員や保護者が必ず児童生徒等の身近にいられるとは限らないので、災害時に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるように、事前に指導しておくことが大切である。その際は、例えば家で地震に遭ったらどこに隠れるか、通学路上で竜巻が起こったらどこに避難するかなど、具体的に指導していくことが求められる。
- ・校外学習中は教職員の指示や人員の把握がしにくい状況もあること、また、児童生徒等が個人又はグループで分散していることなどを踏まえ、児童生徒等があらかじめ示された対応や主体的な判断による避難行動ができるよう事前学習の中で指導しておくことが必要である。

(2)生活の場面ごとの対応例

ア 登下校中（徒歩、自転車、スクールバス、公共交通機関、ほか）

- ・学校に避難してきた児童生徒等を保護し、安全を確保する。
- ・教職員は、災害の状況を把握して安全を確認した上で、できるだけ早く登下校中の児童生徒等の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。通学路の途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保については、保護者と学校が連携して当たる。

イ 校外活動中（遠足、修学旅行、臨海学校、林間学校、キャンプ等屋外での活動）

- ・携帯ラジオ等で災害の情報収集を行う（災害が起こったとき、又は起こりそうなとき）。
- ・あらかじめ決めていた最寄りの安全な場所に、児童生徒等を避難させる（早めの判断）。

- ・公共の交通機関や施設内では、係員等の指示に従って行動するよう指導しておく。
- ・負傷者の確認と応急手当、医療機関等への搬送等の対応を行う。
- ・児童生徒等の不安に対する対応を行う。
- ・学校と連絡を取り、児童生徒等及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、指示に従って行動する。

ウ 休日・夜間

- ・配備基準に基づき学校へ参集する。
- ・参集した教職員で役割を分担し、学校の被害状況確認、児童生徒等及びその家族、教職員等の安否確認等を行う。
- ・翌日以降の予定と留意事項等について児童生徒等に連絡する。

(3)災害別の対応例

ア 火災への対応

(ア) 初期対応

- ・火災警報装置が作動した場合は、直ちに現場を確認する。
- ・学校又は学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や児童生徒等に声や火災報知器で火災発生を伝えるとともに、出火場所と状況を職員室（本部）に連絡する。
- ・教職員による初期消火を行う。
- ・消防（119番）へ通報する。
- ・負傷者がいれば直ちに火災場所から搬出し、応急手当を行う。
- ・火災の場所や規模、風向きなども考慮して避難場所を決定する。

(イ) 避難

- ・火災の状況に応じて「水に濡らしたタオルで口を押さえながら、低い体勢で逃げる」などの確かな指示を行い、迅速かつ安全に避難させる。

イ 地震・津波災害への対応

地震は突発的であるため、発生時には児童生徒等の動揺は極めて大きく、室外への飛び出しなど混乱状態を引き起こすことがある。したがって、まず教職員は、冷静さを失わず的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させる必要がある。

地震の場合の一次避難（安全確保行動）としては、机の下に入ったり、太い柱の近くで低い姿勢をとるなど、上からものが「落ちてこない」横からものが「倒れてこない」「移動してこない」安全な場所にいち早く身を寄せることが重要である。

また、地震後に発生する津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものまである。いずれの場合であっても、津波の危険地域の学校や、津波の危険地域で

活動をしている場合においては、対応が遅れることのないよう情報連絡体制を整備するとともに、教職員が避難等に関する事項について共通理解し、適切に児童生徒等の安全を確保する必要がある。

(ア) 初期対応

- ・屋内では落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守ることが大切である。上からものが「落ちてこない」横からものが「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ頭部を保護する、机があればその下にもぐり机の脚を持つように指示する。実験等で火気を使用していたり、工作等で工具を使用していたりした場合は、火傷やけがに注意するよう指示する。(※指示がなくても、これらの身を守る行動ができるようにしておくことが大切である)
- ・屋外運動場では落下物を避けるため校舎等から離れ、運動場の中央に避難させる。(事前に液状化や地割れの可能性について調査が必要)
- ・二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する。
- ・職員室等に在室する教職員は、緊急放送をする。状況に応じて、児童生徒等の安全確保、避難経路の確保、火の元の初期消火を教職員に指示する。



初期行動における様々な想定を工夫した訓練(福島県)

(イ) 避難

- ・揺れが収まった後、校舎の大規模な損壊や火災などの恐れがあり、校舎内が安全でないと判断される場合は、本部の指示により、教職員による誘導で体育館や屋外運動場あるいはその他安全な場所に避難を開始する。その際、余震等による落下物から身を守るため、頭部を保護しながら避難するように指示を出す。(津波の危険がある場合には指示を待たずに避難を開始するよう指導しておくことが必要)
- ・沿岸部や河川周辺など津波の危険地域にある学校では、津波警報が発表されなくても強い揺れや長くゆっくりとした揺れを感じた場合など、あらかじめ決められている避難場所へ避難する。
- ・学校が土砂災害等の危険地域にある場合、学校で待機している児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。

(ウ) 留意点

- ・児童生徒等が在校時だけでなく、登下校中や在宅時に地震が発生した場合など、児童生徒等が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められる。このようなことから、平素より様々な場面を想定した上で、「上からものが落ちてこない場所、横からものが倒れてこない場所や移動してこない場所に身を寄せる」など、児童生徒等一人一人の判断による対応ができるよう指導しておくことが必要である。緊急地震速報の警報音による安全確保訓練は揺れの前に安全確保ができることから有効である。実際に遭遇した場合、まず「カバンや持ち物

- で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸等から離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」「津波が発生するおそれがあるので海からできるだけ離れる」等の指導をしておく。
- ・強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報が発表された時は、津波の可能性があるので、安全な高い場所へ避難するよう指導しておく。
 - ・児童生徒等が登校中、下校中に地震が発生した場合は、原則として自宅か学校のどちらか安全で近い方へ向かう。避難（安全な場所への移動）の途中経路で児童生徒等が互いに助け合うこと、帰宅後できるだけ早く学校へ連絡することを指導しておく。交通機関を利用している児童生徒等は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないよう指導する。（遠距離通学の場合などは通学経路上の避難場所に避難するなど、地域の実状や通学方法等に応じた指導をしておく必要がある。）
 - ・地震の揺れによって、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象など二次災害の原因となる状況が発生し得るので留意する必要がある。余震により建物の損壊が進んだり、建物の外壁などが剥がれて落下するなどの二次災害が発生する可能性があることにも注意する。
 - ・児童生徒等の下校または引き渡しについては、学区内の交通事情や児童生徒等の居住地の被災状況や津波等の二次災害の危険性にも十分配慮した上で行う。

(エ) 場面ごとの対応

○登下校中

- ・学校が土砂災害等の危険地域にある場合や津波警報が発表され浸水被害の危険があるなどの場合、学校で待機している児童生徒等を安全な避難場所へ避難させる。

○校外活動中

- ・携帯ラジオ等で地震規模、地域の被害状況、津波警報の有無等、必要な情報の収集に努める。
- ・津波や土砂崩れなどの二次災害が想定される場合は、すぐに避難を行う。津波の危険が予測される場合は高台等へ避難する。

(オ) 津波の発生が予想される場合の教職員の対応例

- ・沿岸部や河川周辺など津波の危険地域で強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報や避難指示を待たず、直ちに避難する。また、津波警報を覚知した場合も、避難指示を待たずに直ちに避難する。
- ・避難後も携帯ラジオ等で情報を収集し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とする。津波警報や津波注意報、避難指示や避難勧告が出ている状況で、安易に避難を解除して沿岸部に戻らない。
- ・我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについて、避難指示の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できるこ



二次対応における様々な想定を工夫した訓練（福島県）

とがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施することが必要となる。

(カ)「東海地震に関連する情報」が発表された場合の教職員の対応例（該当地域のみ）

○情報の収集と教職員への周知

- ・東海地震注意情報、東海地震予知情報又は警戒宣言が発表される等の大規模地震の発生についての情報が出たことを確認した場合は、教職員に周知するとともに、児童生徒等が在校中の場合は、児童生徒等を教室等に集合させるなどして所在を把握する。

○情報発表後の対応

- ・児童生徒等が在校中の場合、児童生徒等が校外活動中の場合、児童生徒等が登下校中の場合など、事前に決めておいた対応により児童生徒等の安全確保を行う。
- ・非構造部材の転倒落下防止対策等の再確認及び必要に応じて補強等や立ち入り禁止等の措置をとる。
- ・教育委員会へ対応等の報告を行う。

○留意点

- ・東海地震の発生前に必ず予知情報等が出されるとは限らないことに留意する。（付録参照 ③ 東海地震に関する情報 気象庁）

(キ) 緊急地震速報が発表された場合の教職員の対応例

- ・緊急地震速報が発表されてから、強い揺れが到達するまでの時間は長くても数秒から数十秒であるが、この間に適切な行動をすることにより、被害の軽減が可能となる。児童生徒等が授業中であれば、教職員は身を守るよう指示する。また、休憩時間中、登下校中など様々な場面で情報を入手することが考えられるので、平素より様々な場面を想定した上で、児童生徒等一人一人の判断による対応ができるよう指導しておくことが必要である。

ウ 火山災害への対応

(ア) 初期対応

- ・噴火警報等に応じて、また、自治体から発令される避難指示・避難勧告に応じて、児童生徒等の下校又は避難を速やかに検討する。テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集し、噴火警報等の火山防災情報等に基づき、避難開始時期・避難方法を判断する。
- ・火山の噴火等（溶岩流、噴石、火砕流、火山泥流、火山灰、火山ガス等）に伴う災害発生に対しては、教育委員会や関係機関等と連絡を取り合っ、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。

(イ) 避難

- ・教育活動中に噴火が発生したときには、まず屋内の安全な場所に入るなどの避難行動をとることが必要である。
- ・噴火警報が発表された場合、「警戒が必要な範囲」の内側においては、直ちに範囲外に避難す

ることが基本であり、自治体から発令される避難指示・避難勧告に従い適切な避難行動等をとることが必要である。

- ・「警戒が必要な範囲」の外側であっても、風向きによっては遠方までこぶし大の噴石が飛んでくる場合があり、噴火に気づいたら、まずは屋内に退避するなどの行動をとることが必要である。

(ウ) 留意点

- ・登山や温泉地への校外学習などでは、周囲の火山の活動状況や火山ガスの状況を確認する。火山ガスは噴火等の現象が見られなくても噴出している場合があり、登山や冬季の温泉地等で火山ガスによる事故が起こることがある。硫化水素は低濃度では卵の腐ったにおいがあるが、高濃度では臭気を感じなくなるため、において判断するのは危険である。

エ 風水害への対応

地震に比べて、台風や低気圧などがもたらす大雨による水害や土砂災害、暴風、高潮などの危険度は徐々に高まってくる。激しい風雨の中では屋外での活動や移動が危険となることから、大雨警報、暴風警報等の気象情報を活用し、現象が激しくなる前に児童生徒等の安全を確保すること、川、用水路、崖、海岸などの危険な場所に近付かないことが大切となる。状況によっては次善の策として安全な建物に留まることや屋内の2階以上に移動することも有効である。発達した積乱雲がもたらす急な大雨、雷、竜巻等の激しい突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が難しく、台風や低気圧による風水害とは対応が異なる部分がある。発達した積乱雲がもたらす竜巻等突風以外にも、局地的な前線の通過や塵旋風（晴天時に校庭等で見られるつむじ風）などにより、突風が吹くことがある。このため、天気にかかわらず、テントなどの飛ばされやすいものは常にしっかりと固定することが必要である。

※大雪、風雪の場合も、おおむね風水害の場合に準じて対応する。

(ア) 初期対応

- ・気象情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で収集する。(付録参照 学校防災に活用できる主な気象情報)
- ・大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合、これら警報が発表される可能性がある場合、また、避難勧告等が発令された場合、注意報・警報の内容、気象情報、気象レーダー等を確認した上で、児童生徒等の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。
- ・下校時間や方法については、河川等の状況や天候、交通機関の運行状況などを把握し、教育委員会と相談の上、集団下校、保護者への引渡しなど児童生徒等の安全を考え決定する。早めの対応を心がけ、時機を逸して危険な状況の中を下校させることにならないように注意する。
- ・強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置を行う。

(イ) 避難

- ・大雨による土砂崩れ、洪水、高潮による浸水などの危険が迫ったと判断される場合（避難勧告等の連絡があった場合）は、児童生徒等を安全な場所へ避難させる。すでに道路が浸水しているなど、学校の上層階に滞在する方が安全と判断される場合は、次善の策として待避や垂直移動を検討する。

（ウ）留意点

- ・情報収集に当たっては、大雨、洪水、暴風の各注意報の中で警報の可能性に言及している場合や、時間的余裕を持って警報等が発表される場合があることに留意する。
- ・校外活動を行う場合、出発前に現地の気象情報（天気予報、注意報、警報、都道府県の気象情報等）を確認し、状況によっては、計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずる。（付録参照 学校防災に活用できる主な気象情報）

（エ）場面ごとの対応

○校外活動中

- ・大雨や強風が予想される場合、出発前のみならず現地でも最新の気象情報の入手に努めるとともに、警報等の発表時には、現地の防災関係機関（气象台や市区町村等）からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。
- ・風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き現地の防災機関からの情報等を踏まえて、校長の指示により行動する。
- ・波浪注意報、波浪警報が発表されている状況では海岸での活動は行わない。また、天気予報で「うねりを伴う※」との表現がある場合は、うねりにより浅瀬で急に波が高くなるので注意が必要である。※うねり…遠くの台風などにより作られた波が伝わってきたもので、滑らかな波面を持ち、波長の長い規則的な波。

（オ）発達した積乱雲がもたらす風水害への対応（雷、竜巻、急な大雨）

竜巻、ダウンバースト、ガストフロントなどの激しい突風（以下「竜巻等突風」という）や雷は、発達した積乱雲に伴って発生する局所的・突発的な現象であり、場所と時間を特定して事前に予測することは現状では困難である。

これまでも、校舎外での学校行事実施中など、学校管理下における落雷事故が発生している。また、雷や竜巻等突風を発生させるような発達した積乱雲は、急な大雨ももたらすことが多く、小河川や用水路等が急に増水したり一時的に溢れたりすることにより、川原に取り残されたり水に流されたりするなどの事故も発生している。

屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保することが大切である。

○初期対応

- ・テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を入手する。その際、気象情報に「雷を伴う」「大気の状態が不安定」という表現が使われていないか、雷注意報や竜巻注意情報が発表されていないか確認する。(付録参照 学校防災に活用できる主な気象情報)
- ・積乱雲は急に発達することが多いため、雷や竜巻等突風の発生が予想される場合は、屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、気象情報を入手して状況把握に努める。(付録参照 学校防災に活用できる主な気象情報)
- ・河川敷など川沿いで活動する場合は、急な増水に備えて、すみやかに川から離れられるよう、あらかじめ避難経路を確認する。橋の下での雨宿りは厳禁である。また、自分のいる場所では雨が降っていなくても、上流の雨で増水することがあることにも注意する必要がある。上流にダムがある場合はダム放流を通知するサイレン等にも注意する。

○避難

- ・急に厚い雲が広がり周囲が暗くなる、雷鳴が聞こえる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降り出す等の、積乱雲（雷雲）が近づく兆しがあるときは、落雷や竜巻等突風の危険性があるため、児童生徒等をすぐに安全な場所に避難させる必要がある。
- ・落雷の場合、建物の中、自動車、バス、列車等の中等への素早い避難が求められる。その際、雨が降っていなくても落雷はあること、軒先や外壁は雷の通り道になること等に注意する。また、樹木の下や近くは樹木からの側撃雷のおそれがあるため、絶対に避難先としない。校庭やプールでの活動、平地でのハイキング等、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、屋内に退避することが大切である。雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険があることから安全な場所で待機を続ける。次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する必要がある。その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する。
- ・竜巻注意情報が発表されたときは空の様子に注意し、発達した積乱雲が近づく兆しがある場合は、早めに安全な建物に移動させる。ろうと状の雲、ジェット機のような轟音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化などは竜巻が間近に迫ったときの特徴である。竜巻が間近に迫っている時は、近くの丈夫な建物の中に避難する、窓から離れカーテンを閉めるなど直ちに身を守る行動をとるように指導する。竜巻が発生、または接近を認知したときには、竜巻を見続けることなく直ちに安全確保の措置を講じる。

○竜巻が予想される場合の対処行動

【屋内にいる場合】

- ・窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる
- ・雨戸やシャッターを閉じる
- ・地下室や建物の最下階に移動する
- ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する

- ・ 部屋の隅やドア、外壁から離れる
- ・ 丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る
- ・ 上着や荷物で頭部を覆う

【屋外にいる場合】

- ・ 近くの丈夫な建物に避難する
- ・ (丈夫な建物がない場合は) 近くの水路やくぼみに身を伏せ、頭と首を守る
- ・ 車庫や物置、プレハブを避難場所にしない
- ・ 橋や陸橋の下に行かない
- ・ 飛来物に注意する

【留意点】

- ・ 1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、側溝や下水、小さな川が激しい流れに変わり溢れることもある。都市部で地表がコンクリートで覆われているような場所では、1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨で、地下室に水が流れ込んだり、マンホールから水が噴き出しふたが外れることもある。このような短時間強雨の場合は、川や用水路などの危険なところから離れ、しばらく屋内に待避させる。むやみに外に出ないのが基本である。
- ・ 休日や登下校時等においても、児童生徒等が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、積乱雲がもたらす急な大雨、落雷、竜巻等突風、積乱雲の近づく兆しがある場合のとりべき行動、雷や竜巻等突風の特性、安全な避難場所について、十分理解させておく。
- ・ 校外活動中は教職員の指示や人員の把握がしにくい状況であることを考え、早めの避難開始を心がける。また、テントや樹木等が倒壊したり吹き飛ばされたりする可能性もあるため、飛来物の接近にも注意する。
- ・ 竜巻注意情報は1時間限りの情報であるが、竜巻が起りやすい状況が続くときは再度発表される。
- ・ 下校時刻であっても、児童生徒を校舎内に避難させ、雷雲や竜巻等突風が通過するまで待機させる。

オ 原子力災害への対応

放射線は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。緊急事態においては、国、都道府県、市区町村などの災害対策本部からの指示や情報を積極的に収集し、対応することが重要である。

(ア) 初期対応

- ・ 災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等様々な手段で伝達される情報を入手する。
- ・ 災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受け、児童生徒等に対してとりべき行動の指示を行う。

(イ) 避難

- ・屋内退避の場合、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。出入口にはカーテンを付けて、外気と共に放射性物質が屋内に入らないようにする。さらに、防塵マスク等で放射性物質をできるだけ体内に取り込まないための措置をとる。
- ・避難の際は、自治体の指示に従うとともに様々な情報等を活用して、放出された放射性物質から、より遠くに離れる。

(ウ) 留意点

- ・屋外にいた児童生徒等については、放射性物質による汚染が懸念される場合には、顔や手の洗浄あるいはシャワー等による全身の洗浄を行う。
- ・季節によっては、外気を遮断したことによる室内空気環境（室温、二酸化炭素濃度等）の悪化とそれにとまなう児童生徒等の体調変化に留意する。

(エ) 場面ごとの対応

○校外活動中

- ・原子力施設のある地域で、大会参加や校外学習等の活動中に原子力災害が発生したときは、施設管理者や大会本部及びその地域の市区町村災害対策本部の指示に従って、児童生徒等の安全を確保する。
- ・原子力施設のある地域に学校があり、大会参加や校外学習等で他の地域に行っている場合、原子力災害が発生したときは、学校は引率者に連絡を取り、安全な地域に待機させる体制を整える。

○休日・夜間

- ・休業日の活動等で児童生徒等が登校している場合、市区町村災害対策本部からの指示に従って児童生徒等の安全を確保し、保護者に連絡する。
- ・教職員は自宅が屋内退避対象地域でないときは、可能な限り避難所へ向かい、児童生徒等の所在を確認する。

3 災害発生後の対応（事後の危機管理）

(1) 児童生徒等の心のケア

児童生徒等が災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の症状が現れてくることが懸念される。災害発生時におけるストレス症状のある子どもへの対応は、健康観察等により速やかに子どもの異変に気付き、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織と連携して組織的に支援に当たるこ

とが重要である。このため、各学校においては、危機発生時の対応が適切に行えるように、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、平常時から訓練やシミュレーションを行い備えておくことが必要である。心のケアの推進に当たっては、「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－（平成22年7月 文部科学省）」等が参考となる。

(2)教育活動の再開に向けた対応

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

ア 児童生徒等、教職員の被災状況把握

- ・児童生徒等、教職員の被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- ・学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

イ 施設・設備等の確保

- ・応急危険度判定士等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。
(応急危険度判定士とは、「応急危険度判定」(地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること)を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等)
- ・ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- ・被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

ウ 教育活動再開の決定・連絡

- ・教育委員会等と児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡する。

エ 教育環境の整備

- ・学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- ・教科書や学用品の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- ・必要に応じて転出入の手続きを行う。

オ 給食業務の再開

- ・施設、設備の安全性を確認する。
- ・保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- ・食材の確保、物資や給食の配送方法等について、自治体等の関係機関と協議する。

(3)避難所としての対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主

防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日ごろから自治体、自主防災組織等と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、初動体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくことが必要である。

ア 児童生徒等が在校している場合の例

児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮のもと避難所の開設に協力するものとする。

イ 児童生徒等が在校していない場合の例

教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される。その業務が終了、または、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる。なお、休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合には、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある。（「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24.3文部科学省）参照）

4 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成の目的は、学校における危機管理の具体的な方法や教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立することであり、作成した危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を周知することで、学校、家庭、地域が一体となった危機管理体制を明確にし、児童生徒等の安全を守る意識を高めることにある。学校の状況は、規模、教職員数、立地環境、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など、様々である。そのため、各学校では、学校や地域の実情を踏まえた、実効性のある、学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を次のような点に留意して作成する必要がある。

(1)盛り込む内容

- 災害が発生した場合、又は災害発生のおそれがある場合の学校の対応方針（地震、津波、台風、大雨、火山噴火等、学校の立地環境と予測される災害等により取り上げる災害を検討する）
- 災害発生時又は発生のおそれのある場合の対応
 - ・学校防災本部等の設置（組織図と担当等）
 - ・措置の内容と手順（災害別・発生時別の避難、安全確認、応急手当等、発生のおそれのある場合の施設・設備等の安全点検等（「第3章 2 災害発生時の対応」参照））
 - ・関係機関電話番号・メールアドレス等一覧、連絡先と連絡内容（119番、教育委員会、保護者等）
 - ・児童生徒等の避難経路、避難場所、誘導方法（図面等）（火災、地震、津波など災害別）
 - ・緊急時に使用する消火器、避難器具等の設置場所（図面等）、操作方法（説明書等）

- ・報道、保護者への対応
- ・下校対応（保護者への引渡し等）
- 災害発生後の対応
 - ・児童生徒等の心のケア
 - ・授業再開に向けた対応
 - ・学校施設が避難所となった場合の協力体制

(2)作成の手順

ア 原案作成

校長等管理職、安全担当者などが中心となり、各学校の立地環境や地域の実情等を踏まえ、地域防災計画との整合性などに留意して、実効性のある原案を作成する。

イ 協議・修正

学校安全にかかわる組織、職員会議等、教職員の意見を求め原案を修正する。

ウ 原案についての意見聴取

地域学校安全委員会等の組織を活用し、関係機関の意見を聴取する。

エ 原案の再修正・協議

全教職員で協議し、共通理解のもと、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）案を完成させる。

オ 学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の決定と周知

校長が、自校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を決定し、教職員に周知する。

(3)見直し・改善のポイント

作成した学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、実際に機能するかどうか訓練等をもとに検証し、定期的に見直し・改善を行う必要がある。その際、次のポイントをチェックしながら、計画的に改善を図ると効果的である。

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。